川崎市地籍図根点管理保全の手引き

（運用基準編）

川崎市地籍図根点管理保全の手引き（運用基準編）

1．（目　的）

「川崎市地籍図根点管理保全の手引き)」の運用に際し必要な事項を定める。

2．（保全対象）

取扱う図根点は、地籍調査を行った地区内で以下の図根点とする。

麻生区及び多摩区内：地籍図根三角点、地籍図根多角点（一次、二次）、細部多角点（一次のうち公道内の交点）

川崎区内：細部多角点（一次）

3．（成果の交付）

図根点の成果の交付申請は、「地籍調査成果品交付申請書」により行うものとする。

4．（保　全）

図根点の保全は原則、引照点方式（オフセット作業）を標準とする。

また、現場条件等によりこれにより難い場合は別途、担当課と協議すること。

5．（効用を害するおそれのある工事等）

「効用を害するおそれのある工事等」とは次の各号に掲げる行為を言う。

（１）　掘削底面端から45度の線に図根点が入る掘削工事等。

（２）　車両及び重機械等の振動が図根点に影響を及ぼすくい抜き工事等のうち、くい、車両及び重機械等までの距離（いずれか一番近いもの）が５メートル以下になる場合。

（３）　その他図根点の効用を害すると思われる舗装工事等。

6．（届出・報告）

（１）　保全の届出は「地籍図根点保全届出書」（第１号様式）により行うものとする。

（２）　保全の報告は「地籍図根点保全報告書」（第２号様式）により行うものとし、測量方法及び判定基準は別表１によるものとする。

また、引照点記録簿、引照点点検測量結果表および水準測量観測手簿の様式は、様式１、様式２および様式３によるものとする。

（３）　前項の方法により難い場合には、担当課と協議しその指示に基づき行うものとする。

（４）　工事発注者は、「地籍図根点保全報告書」提出後、担当課からの指示がある場合は、現地立会いによる検査を受けなければならない。

（５）　担当課は、前項に規定する検査を行い、不備がある場合は、「地籍図根点保全是正通知書」（第３号様式）を工事発注者に送付するものとする。

（６）　工事発注者は、「地籍図根点保全是正通知書」を受けたときは、速やかに是正を行い、再検査を受けなければならない。

第１号様式

地籍図根点保全届出書

令和　　年　　月　　日

（宛先）川崎市長

工事発注者
住所

氏名又は名称

担当者名　　電話

次の工事等に伴い川崎市が管理する地籍図根点を保全するので、川崎市地籍図根点管理保全要綱第５条の規定により届け出ます。

工　事　名		
工　事　場　所		
工　事　期　間	年　月　日　～　年　月　日	
地籍図根点の地区及び点番号	区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No.	
請負業者	施工業者	会社名： 担当者名：　電話
	測量業者	会社名： 担当者名：　電話
添付書類	案内図、工事平面図、状況写真（施工前）、その他（地籍図根点番号図）	

第２号様式

地籍図根点保全報告書

令和　　年　　月　　日

（宛先）川崎市長

工事発注者
住所

氏名又は名称

担当者名　　電話

次の工事等に伴い川崎市が管理する地籍図根点を保全したので、川崎市地籍図根点管理保全要綱第６条の規定により報告します。

工　事　名	
工　事　場　所	
工　事　期　間	年　月　日　～　年　月　日
地籍図根点の地区及び点番号	区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No. 区/No.　区/No.　区/No.
測量業者	会社名：　電話 担当：
添付書類	観測成果、状況写真（施工前・後）、その他（　　）

第３号様式

地籍図根点保全是正通知書

令和　　年　　月　　日

（宛先）　　様

川　崎　市　長

令和　　年　　月　　日付けで地籍図根点保全報告書の提出がありましたが、検査の結果に不備がありますので是正するよう通知します。

工　事　名	
工　事　場　所	
工　事　期　間	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日
地籍図根点の地区及び点番号	区/No.　　区/No.　　区/No. 区/No.　　区/No.　　区/No. 区/No.　　区/No.　　区/No. 区/No.　　区/No.　　区/No. 区/No.　　区/No.　　区/No.
是正事項	１．測量方法・精度不良 ２．保全状況 ３．その他　　----------
その他条件等	
備考	

保　全　に　係　る　測　量　方　法

（別表１）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="3">作　業　内　容</th></tr>
<tr><td>測　量　方　法</td><td colspan="3">・引照点の方向の切会と距離測定（鋼巻尺使用の場合は、２読定１往復とする。ＴＳ使用の場合は、1視準２読定を２セットとする。）及び比高測定（各１往復）は、引照点３点以上からの直接水準測量によるものとする。
・引照点点検観測は、設置時及び基準点復元時の測定とする。（各機械点より、方位標、他の機械点、対向する引照点の角度（２対回）及び距離（２セット）の測定とする。）</td></tr>
<tr><td>引照点及び方位標の選点</td><td colspan="3">・引照点は、工事、車輌等による振動の影響がない場所に金属鋲等を、直線クロスで２方向４点以上設置し、交差角は９０°程度を標準とする。ただし、対向する引照点間距離は５０ｍ未満とする。
・方位標は、各機械と引照点間距離の２倍以上を原則とする。</td></tr>
<tr><td>測　量　器　具</td><td colspan="3">２級ＴＳ、３級レベル、鋼巻尺</td></tr>
<tr><td rowspan="3">合否判定基準値</td><td rowspan="2">測定区分</td><td colspan="2">許容範囲</td></tr>
<tr><td>角度</td><td>距離</td></tr>
<tr><td>10m未満</td><td>倍角差　120″
観測差　90″</td><td>3mm
ＴＳの場合5mm</td></tr>
<tr><td>10m以上
50m未満</td><td>倍角差　60″
観測差　40″</td><td>5mm</td></tr>
</table>

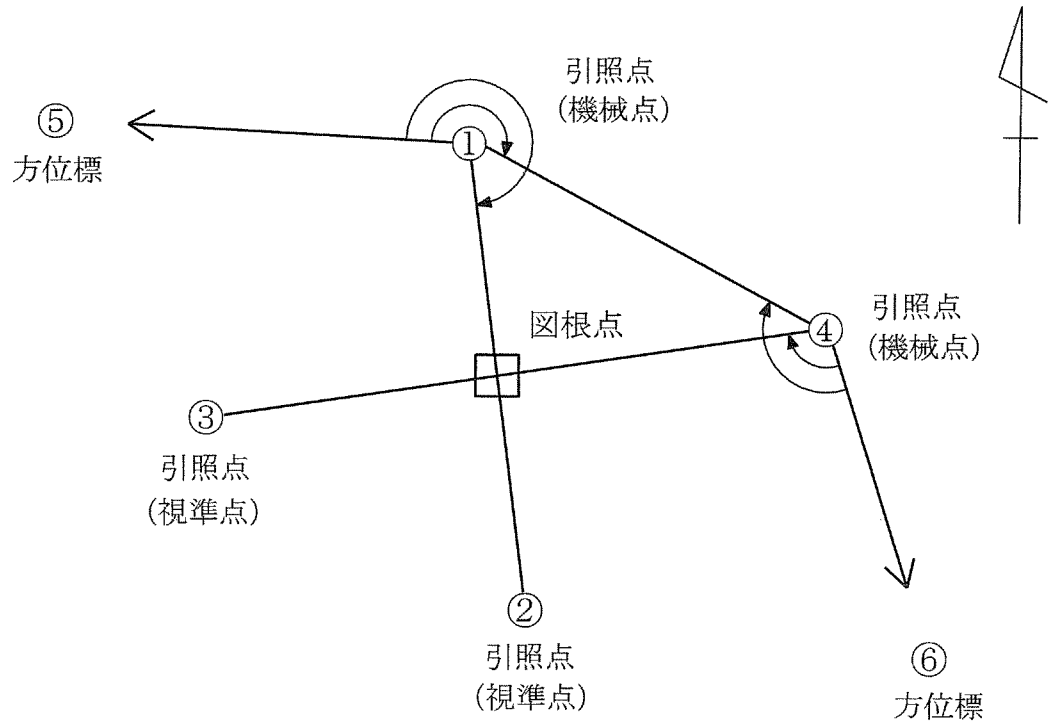

※事前に地籍図根点保全届出書（第１号様式）の提出が必要。
測量方法、報告資料の内容については担当課に確認すること。

引照点記録簿

（様式１）

図根点名称	

工事前	観測者		観測日	令和　年　月　日
工事後	観測者		観測日	令和　年　月　日

引照点番号		測定距離1	測定距離2	測定距離3	測定距離4	平均距離	較差 後－前	制限
	工事前							
	工事後							
	工事前							
	工事後							
	工事前							
	工事後							
	工事前							
	工事後							
	工事前							
	工事後							

※測定は鋼巻尺使用を標準とするが状況によりトータルステーション使用の場合測定距離の頭にキを付記する。

＜略図＞

引照点点検測量結果表

（様式２）

図根点名称	

工事前 観測日	令和　年　月　日
工事後 観測日	令和　年　月　日

観測位置 ：　　（水平角観測・距離観測）

	水平角				距離			
方向	工事後	工事前	較差	制限	工事後	工事前	較差	制限
	0° 0′ 0″	0° 0′ 0″	″	″				

観測位置 ：　　（水平角観測・距離観測）

	水平角				距離			
方向	工事後	工事前	較差	制限	工事後	工事前	較差	制限
	0° 0′ 0″	0° 0′ 0″	″	″				

観測位置 ：　　（水平角観測・距離観測）

	水平角				距離			
方向	工事後	工事前	較差	制限	工事後	工事前	較差	制限
	0° 0′ 0″	0° 0′ 0″	″	″				

比高観測結果表

観測位置 ：　　（高さ測定）

引照点番号	工事前の比高(a)	工事後の比高(b)	変動量(b)−(a)	平均変動量	備考

【特記事項】

水準測量観測手簿

（様式３）

図根点名称	

工 事 前

観測日：令和　　年　月　日　　天候：　　測 器：

観測者：　　測 尺：

番号	後視	前視	引照点からの基準点高	(Ⅰ)･(Ⅱ)平均値	備　考
(Ⅰ)	m	m	m	m	
基準点					
(Ⅱ)					
基準点					

工 事 後

観測日：令和　　年　月　日　　天候：　　測 器：

観測者：　　測 尺：

番号	後視	前視	引照点からの基準点高	(Ⅰ)･(Ⅱ)平均値	備　考
(Ⅰ)	m	m	m	m	
基準点					
(Ⅱ)					
基準点					

（記載例）

引照点記録簿

（様式１）

図根点名称	MMD102

工事前	観測者	川崎　太郎	観測日	令和 ○ 年 ○月 ○日
工事後	観測者	川崎　太郎	観測日	令和 △年 △月 △日

引照点番号		測定距離1	測定距離2	測定距離3	測定距離4	平均距離	較差 後－前	制限
1	工事前	11.237	11.237	11.237	11.237	11.237	-2	5
	工事後	11.235	11.235	11.235	11.235	11.235		
2	工事前	2.951	2.951	2.951	2.951	2.951	+1	3
	工事後	2.952	2.952	2.952	2.952	2.952		
3	工事前	3.845	3.845	3.845	3.845	3.845	+1	3
	工事後	3.846	3.846	3.846	3.846	3.846		
4	工事前	13.739	13.739	13.739	13.739	13.739	+1	5
	工事後	13.740	13.740	13.740	13.740	13.740		
	工事前							
	工事後							

※測定は鋼巻尺使用を標準とするが状況によりトータルステーション使用の場合測定距離の頭にキを付記する。

＜略図＞

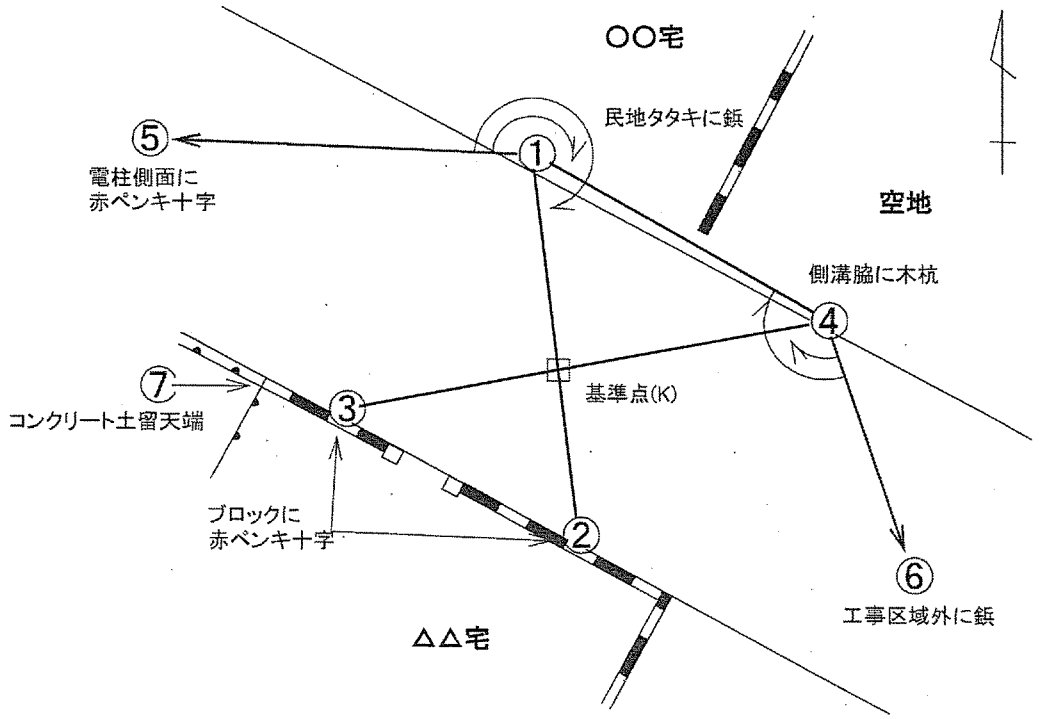

民地内にマーキング等する際は所有者の承諾を事前に得ること

（記載例）

引照点点検測量結果表

（様式２）

図根点名称	MMD102
工事前 観測日	令和 ●年 ●月 ●日
工事後 観測日	令和 ■年 ■月 ■日

観測位置 ： 1 （水平角観測・距離観測）

	水平角					距離			
方向	工事後	工事前	較差	制限		工事後	工事前	較差	制限
5	0° 0′ 0″	0° 0′ 0″	″	″		34.445	34.447	−2	5
4	206 52 30	206 52 40	−10	40		16.367	16.369	−2	5
2	265 34 20	265 34 40	−20	40		14.188	14.187	+1	5

観測位置 ： 4 （水平角観測・距離観測）

	水平角					距離			
方向	工事後	工事前	較差	制限		工事後	工事前	較差	制限
6	0° 0′ 0″	0° 0′ 0″	″	″		36.639	36.642	−3	5
3	108 12 40	108 12 30	+10	40		17.584	17.583	+1	5
1	155 23 10	155 23 30	−20	40		16.368	16.366	+2	5

観測位置 ： （水平角観測・距離観測）

	水平角					距離			
方向	工事後	工事前	較差	制限		工事後	工事前	較差	制限
	0° 0′ 0″	0° 0′ 0″	″	″					

比高観測結果表

観測位置 ： 141351A285 （高さ測定）

引照点番号	工事前の比高(a)	工事後の比高(b)	変動量(b)−(a)	平均変動量	備考
1	+0.100	+0.151	+0.051	+0.050	
4	−0.300	−0.250	+0.050		
7	−0.399	−0.350	+0.049		

【特記事項】

（記載例）

水準測量観測手簿

（様式３）

図根点名称	MMD102

工事前

観測日：令和●年●月●日　天候：　曇　無風　　測器：SO**** B2 No.54669

観測者：川崎太郎　　測尺：アルミ標尺

番号	後視	前視	引照点からの基準点高	(Ⅰ)･(Ⅱ)平均値(a)	備考
(Ⅰ)	m	m	m	m	
基準点	1.500				
1		1.600	+0.100		
4		1.200	−0.300		
7		1.100	−0.400		
(Ⅱ)					
基準点	1.550				
1		1.650	+0.100	+0.100	
4		1.251	−0.299	−0.300	
7		1.152	−0.398	−0.399	

工事後

観測日：令和▲年▲月▲日　天候：　晴　無風　　測器：SO**** B2 No.54669

観測者：宮前次郎　　測尺：アルミ標尺

番号	後視	前視	引照点からの基準点高	(Ⅰ)･(Ⅱ)平均値(b)	備考
(Ⅰ)	m	m	m	m	
基準点	1.400				
1		1.552	+0.152		
4		1.150	−0.250		
7		1.050	−0.350		
(Ⅱ)					
基準点	1.450				
1		1.600	+0.150	0.151	
4		1.200	−0.250	−0.250	
7		1.100	−0.350	−0.350	

地籍図根点　標準図

縮尺：１／２
単位：ｍｍ

地籍図根三角点
【金属標φ75】

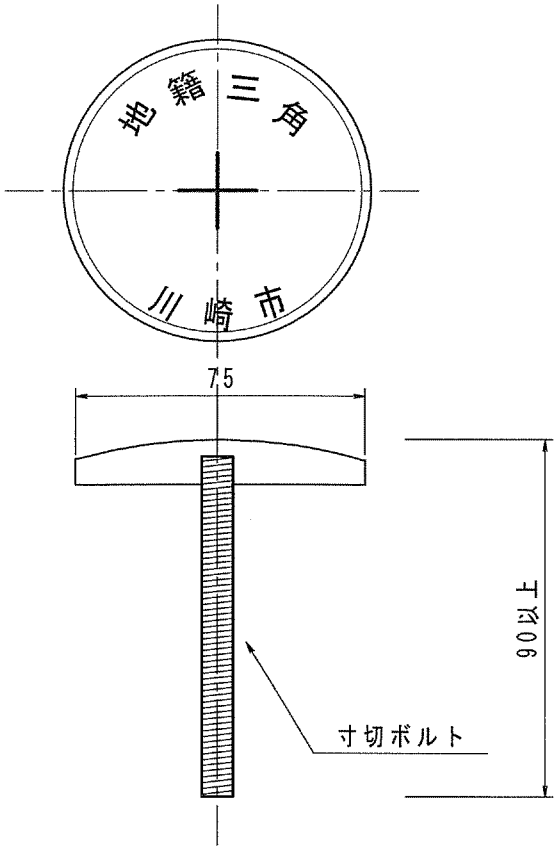

地籍図根多角点（交点用）
【金属標φ50】

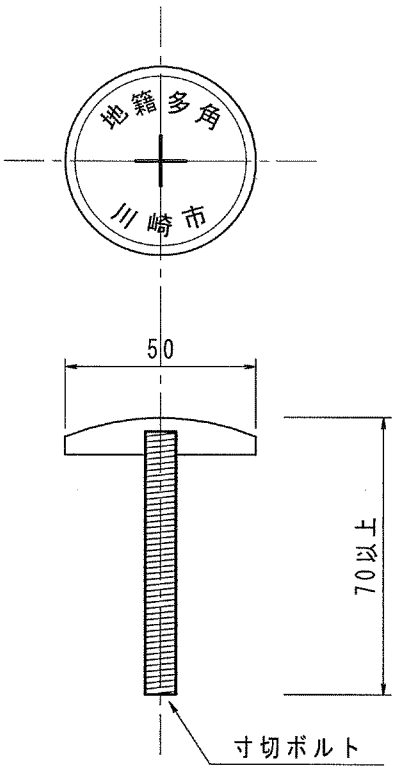

※街区三角点、街区多角点の材質は真鍮製またはこれと同等以上の合金（JIS規格のものを標準とする）

地籍図根多角点（節点用）
【アルミ製鋲傘】

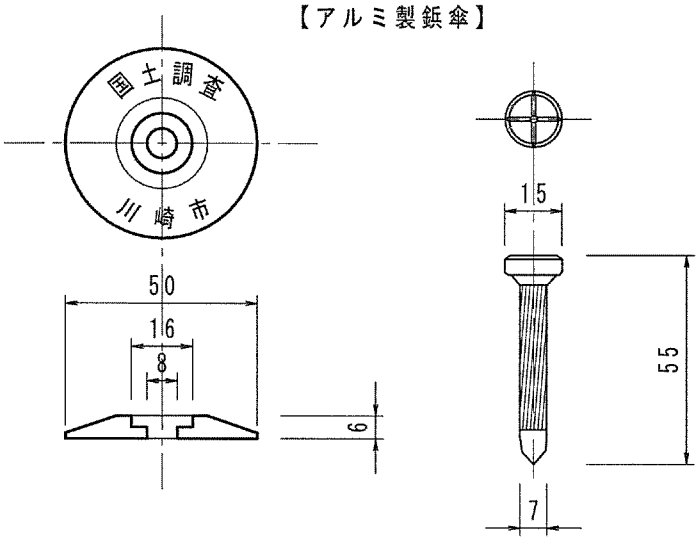

※節点用の材質はアルミ製傘とし、文字は赤色ゴシックとする。
※測量鋲は頭部凹型十字刻印加工のもの

コンクリート杭　標準埋設図

縮尺：１／５
単位：ｍｍ

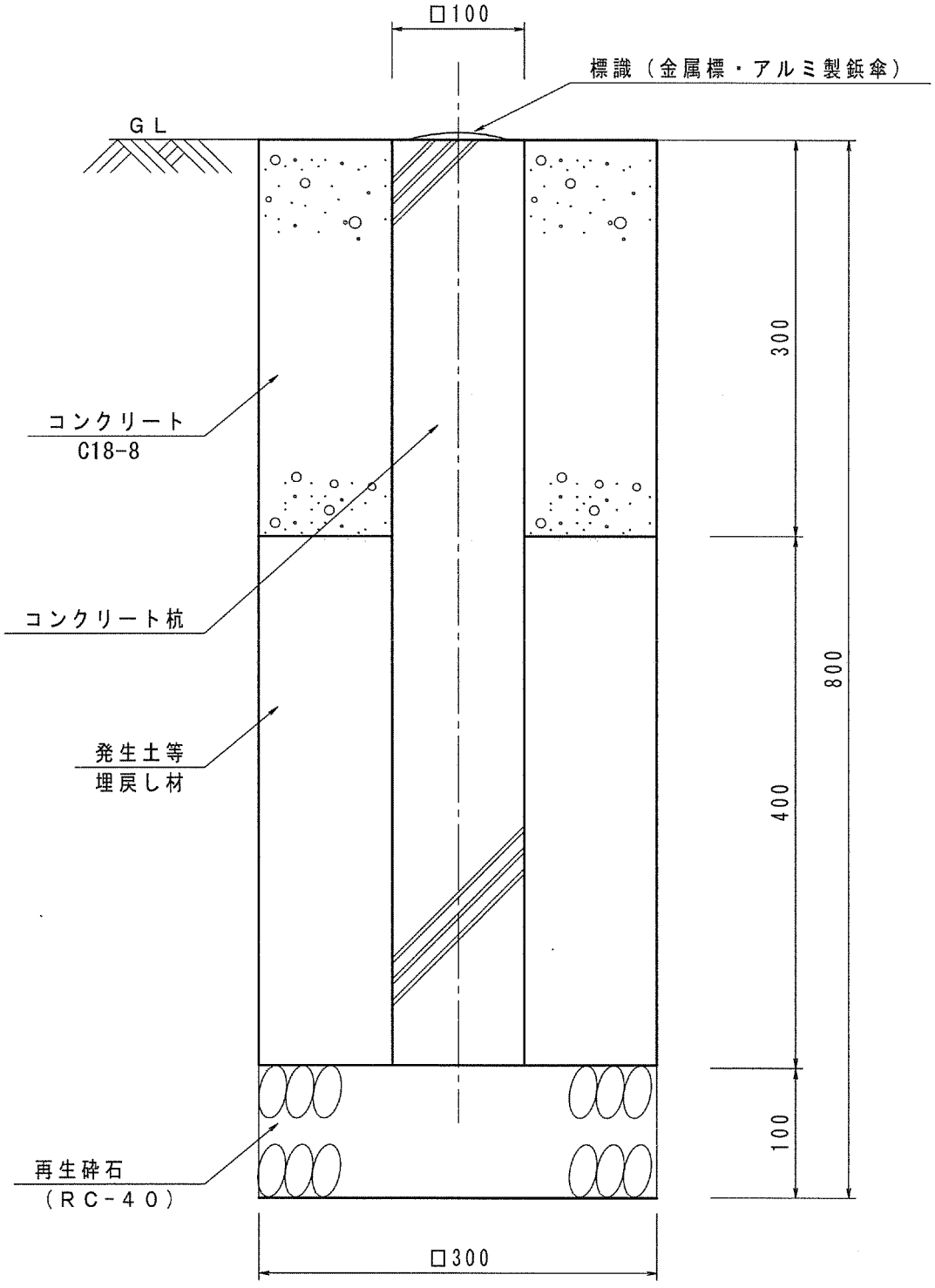

地籍図根点保全の流れ

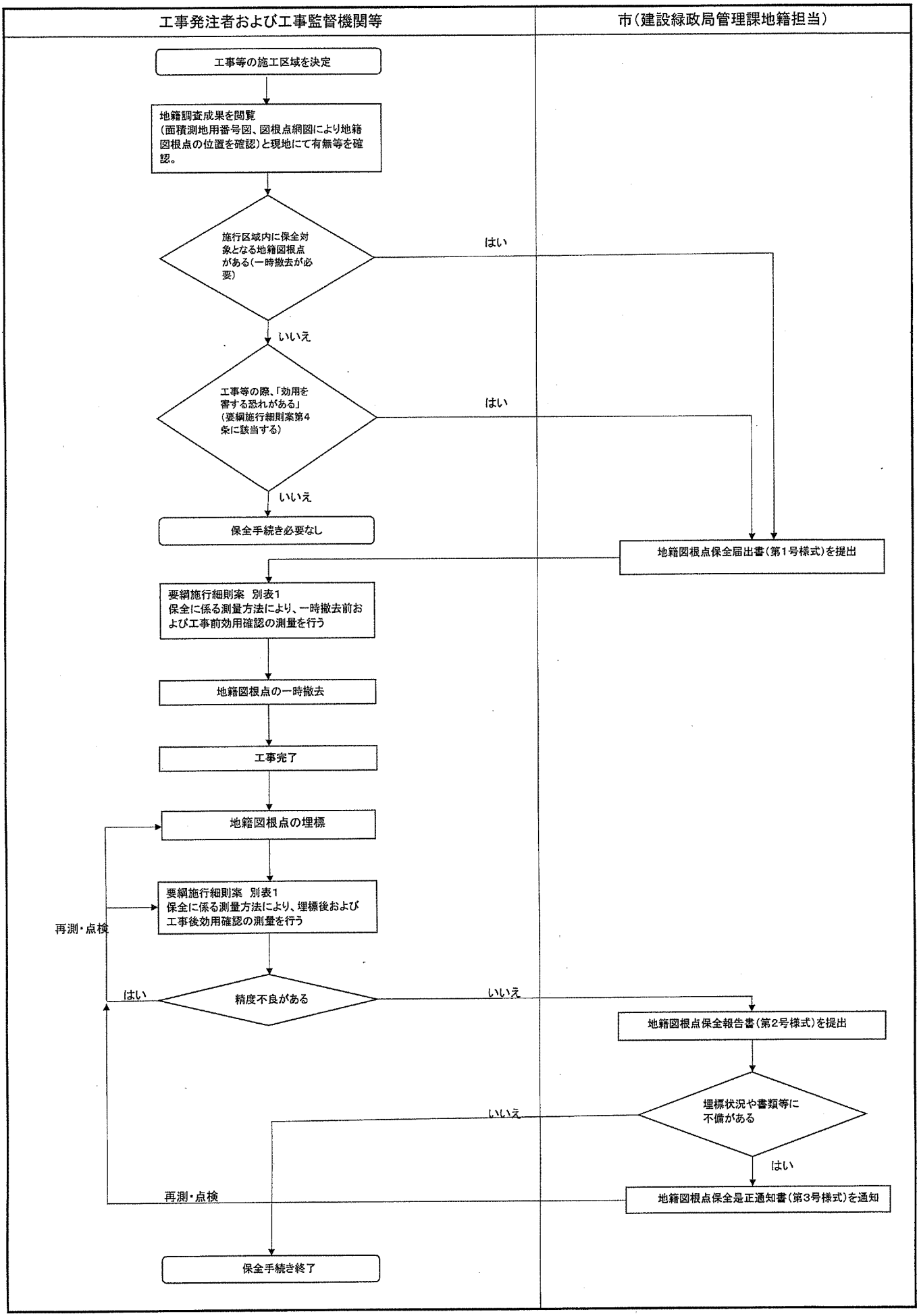
工事発注者および工事監督機関等
市（建設緑政局管理課地籍担当）
工事等の施工区域を決定
地籍調査成果を閲覧
（面積測地用番号図、図根点網図により地籍図根点の位置を確認）と現地にて有無等を確認。
施行区域内に保全対象となる地籍図根点がある（一時撤去が必要）
はい
いいえ
工事等の際、「効用を害する恐れがある」（要綱施行細則案第4条に該当する）
はい
いいえ
保全手続き必要なし
地籍図根点保全届出書（第1号様式）を提出
要綱施行細則案　別表1
保全に係る測量方法により、一時撤去前および工事前効用確認の測量を行う
地籍図根点の一時撤去
工事完了
地籍図根点の埋標
要綱施行細則案　別表1
保全に係る測量方法により、埋標後および工事後効用確認の測量を行う
再測・点検
はい
精度不良がある
いいえ
地籍図根点保全報告書（第2号様式）を提出
埋標状況や書類等に不備がある
いいえ
はい
再測・点検
地籍図根点保全是正通知書（第3号様式）を通知
保全手続き終了

効用を害するおそれのある工事例

(1)　堀削底面端から４５度の線に図根点が入る掘削工事等。

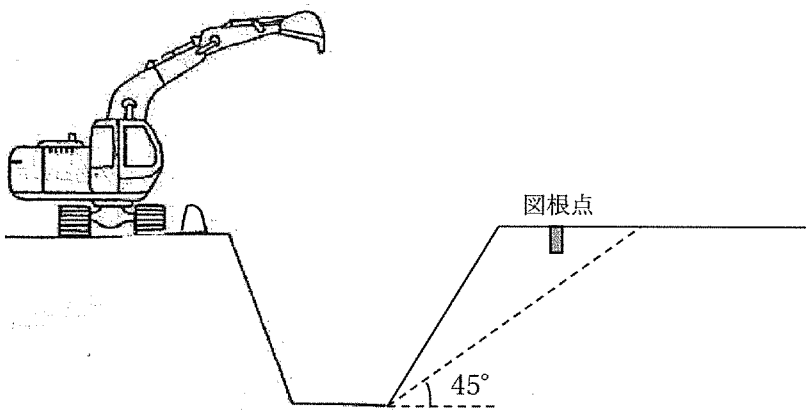

(2)　車両及び重機械等の振動が図根点に影響を及ぼすくい抜き工事等のうち、くい、車両及び重機械等（いずれか一番近いもの）までの距離が５メートル以下になる場合。

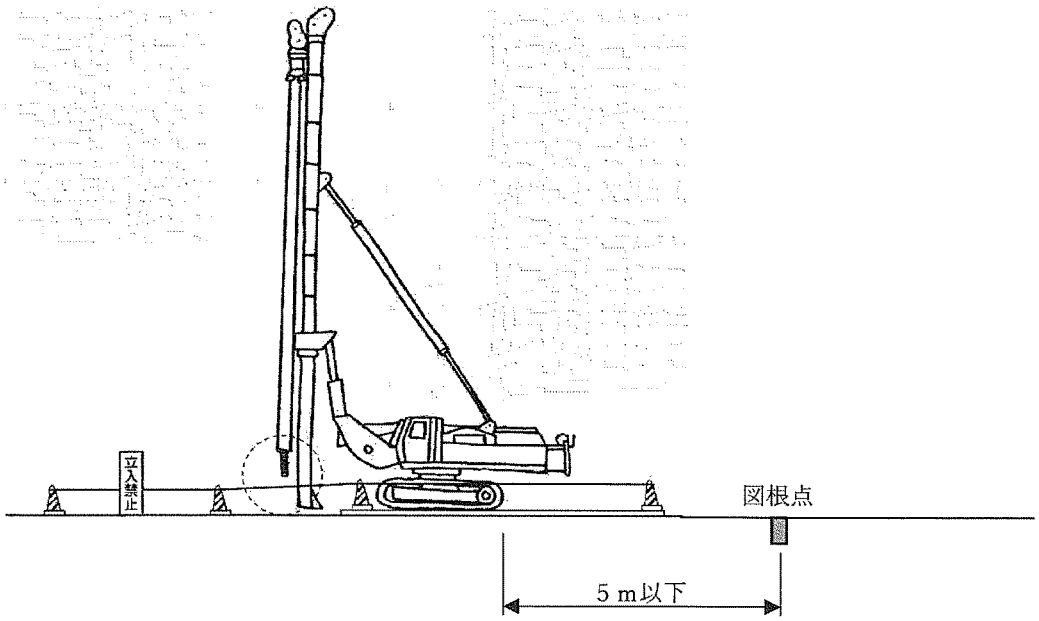
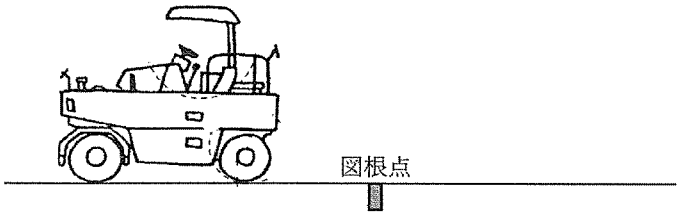
(3)　その他図根点の効用を害すると思われる舗装工事等。